

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。

○宮崎委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は、党内では、ネクスト財務金融大臣という名前で、財務金融政策の責任者であります。その立場からすると、この法案には、財務省が所管する財投特会投資勘定の扱いについて見過ごすことのできない問題点をはらんでいると思います。

また、本法案では、A I・半導体基盤強化フレームについて、つなぎ国債の償還原資を財投特会投資勘定からエネルギー特会に設けられる新たな勘定に繰り入れることとしています。その理由について、我が党の池田議員が本会議で質問したところ、武藤大臣から次のような答弁がありました。

財投特会投資勘定からの出資は、収益性の見込める事業を対象としています。今回の法案では、補助や委託等を通じて、次世代半導体の生産を行う産業の育成等を支援し、将来の投資勘定からの出資や収益確保につなげていくことを目的として

います。そのため、補助や委託等の実績が豊富なエネルギー対策特別会計に新たな勘定を設け、財投特会投資勘定から資金を繰り入れることとしました。こんな答弁でした。

私は、理由になつていないとおもいます。なぜならば、最初の一文、財投特会からの出資は、収益性の見込める事業を対象としています、これはそのとおりであります。次の文、ここで言わんとしているのは、本法案の目的に照らせば財投特会投資勘定の出資の対象にはならないということだと思います。しかしながら、出資の対象にならないからといって、財投特会投資勘定からつなぎ国債の償還原資を繰り入れる理由にはならないと思うんですよ。

なぜ、つなぎ国債の償還原資を財投特会投資勘定から繰り入れなくてはならないのか、その理由を改めて武藤大臣にお尋ねします。

○武藤国務大臣 財金のプロでいらっしゃいます階先生からの御質問でございます。

今、財投特会から繰り入れるのはなぜかというところであります。このフレームにつきましては、A I・半導体産業基盤強化フレームにおけるつなぎ国債を発行して、得た資金を一旦支援に充当するところであります。このため、つなぎ国債の償還には投資勘定からの繰り入れを用いることが適当であるというふうに思つてているところです。

○階委員 歳入と歳出にずれが生じる、だからつなぎ国債を発行するんだ、そこまでは分かりました。

しかし、普通は、つなぎ国債の償還財源というものは、エネ特ならエネ特に入つてくるお金でもつて償還するんですよ。エネ特から出資をしたりするわけですから、将来のリターンでもつて、それはつなぎ国債の償還原資に充てるのが普通なんですよ。

あります。このため、その償還財源というのも、エネルギー対策特別会計に新たな勘定を設け、財投特会投資勘定から繰り入れが適当であると考えているところであります。

○階委員 大臣、ちょっと理解して答えてくださいね。本会議の質問から一歩も前に出ていないで

私は、本会議での答弁を踏まえて、確かに本法案は今おつしやったような目的はあるであります。ただ、それと、財投特会投資勘定から償還財源を繰り入れるということはリンクしないですよ。なぜそこが結びつくのかとということを聞いています。

○武藤国務大臣 このA I・半導体産業基盤強化フレームですけれども、財政投融资特会投資勘定からの繰り入れは半導体、A I関連支援に用いることにしておりますけれども、この歳入と歳出には時間的なずれがあることから、必要に応じてつなぎ国債を発行して、得た資金を一旦支援に充当するところであります。このため、つなぎ国債の償還には投資勘定からの繰り入れを用いることが適当であるというふうに思つてているところです。

○階委員 歳入と歳出にずれが生じる、だからつなぎ国債を発行するんだ、そこまでは分かりました。

しかし、普通は、つなぎ国債の償還財源というものは、エネ特ならエネ特に入つてくるお金でもつて償還するんですよ。エネ特から出資をしたりするわけですから、将来のリターンでもつて、それはつなぎ国債の償還原資に充てるのが普通なんですよ。

なぜ、わざわざほかの特会からお金を引っ張つてきて償還財源にするのかということを聞いています。お答えいただけますか。

○武藤国務大臣 財政投融資特別会計投資勘定、今のお先生の御質問は、まさに問題意識があると思います。そこは、中長期のリスクマネーの供給という役割というものを作りたてはしっかりと果たしつつ、これまでも、現実、他の会計への繰入れを行つてきた実績もあるところであります。

こうした実績から、今回は、次世代半導体生産を行う産業の育成等を支援をし、将来の投資勘定からの出資や収益確保につなげていくことを目的として、投資勘定からエネルギー対策特別会計に繰り入れることとしたところであります。

○階委員 今、御答弁の中で、次世代半導体の生産を行う産業の育成等を支援して将来の投資勘定からの出資や収益確保につなげていくというお話がありました。将来の投資勘定からの出資や収益確保につなげていくのはどういう意味なんでしょうか。財投特会投資勘定から繰り入れたお金は将来戻つてくるということですか、お答えください。

もし、答えられるなら、そこは財務省でいいです。すよ。短く。

○森田政府参考人 お答えします。

産業投資につきましては、政策性と収益性、これが必要であるというふうにこれまで整理してきてございます。

現時点においては、まだ二ナノの試作品等をこれから始めていくという段階でございますので、

現時点で収益性を満たして産業投資の対象になるという段階までは至つていないとこのことまでござりますが、こういった形で、短期間で集中的な投資を行うことにより、その量産可能な状態に至るには産業投資から収益性、政策性を満たす対象として投資が可能になる、その段階まで高めていく、これをマイルストーンを確認しながら行つていく、こういった取組であると承知をしてござります。

○階委員 結論だけお答えください。

そうすると、繰入額は将来戻つてくるということでいいんですか、お答えください。

○森田政府参考人 今回の繰入れは、我々の産業投資、歳出でいうと出資の払込みとは異なりますので、回収を前提としているものではございません。

ただ、今回の法改正におきましては、エネルギー特会から……（階委員「もういいです」と呼ぶ）はい。

○階委員 戻つてしませんということです。

それで、今日お配りしている私の資料、二ページと書いてある方の左側を見てください。これは、財投特会投資勘定の仕組みも書かせていただいております。投資勘定というのは、下の方に図もありますけれども、出資、貸付けをして回収、リターンを得るための特別会計の勘定なんですね。その趣旨と今回の法案の内容は矛盾していませんか、お答えください。

○森田政府参考人 お答えいたします。

産業投資につきましては、政策性と収益性、これが必要であるというふうにこれまで整理してきてございます。

現時点においては、まだ二ナノの試作品等をこれから始めていくという段階でございますので、

産業投資、歳出における出資金の払込みとは異なるものでございます。

その上で、投資勘定は、これまでも産業投資として必要なリスクマネー供給という役割は果たしつつ、特会法等に基づきまして、投資財源の歳入の状況なども勘案しながら、例えば復興財源それから防衛財源、こういったものの一部とするものも含め他の特会への繰入れなども行つてきているところでございます。

また、その際には、しっかりと、特別会計法の改正などを要するものがあれば、併せて法案としてお諮りしているものでございます。

○階委員 復興財源や防衛財源でも同じことをやつているというお話なんだけれども、全然意味が違うと思いますよ。今回は、まさにリスクを取つてリターンを求めるという話で、現にエネ特はそれをやるわけですよ。

エネ特でそういうことをやるのに、なぜ、わざわざつなぎ国債の償還財源を投資によってリターンを得ないのかということなんですよ。エネ特の中でつなぎ国債の償還財源を投資によってリターンを得るんだから、それで確保すればいいじゃないですか。なぜそれを面倒見なくちやいけないのか、わざわざ所管の違う財投特会。財投特会の方も、自分たちも自ら投資するわけでしよう、このラピダスとかに對して。自ら投資するのであれば分かりますよ。だけれども、見返りのない単なる償還財源の原資をエネルギー特会に補給する、このやり方は本来の趣旨に反するんじゃないかということを言つておられるわけですね。

その点について、なぜこれをやるのかと、いふことで、私はもう一つ言いますけれども、一ページ目のA.I.・半導体産業基盤強化フレーム、これは閣議決定の文章から抜粋したものなんですが、脚注の四番というところ、左側の脚注の四番、これを見てください。「（1）及び（2）に対する財政投融資特別会計投資勘定からの財源は、三兆円程度とする。」というふうになつていて、（1）というのは、補助及び委託等ということで、財投特会投資勘定が、先ほど来申し上げている二・二兆円をつなぎ国債の償還財源として繰り入れるという話なんですよ。（2）の方は、財投特会投資勘定の本来業務である投融資の話ですよ。これは三兆から二・二兆を引くと〇・八兆なんですよ。私が言いたいのは、本来業務の方が〇・八兆で、本来業務とは関係ない償還財源をただで渡すという方は二・二兆で三倍ぐらい多いわけですよ。これは逆転しているでしょう。投資勘定を使うんだったら、本来だつたら投資の方にウエートを置くべきだし、また、そもそも、さつきから申し上げているとおり、償還財源にこの特会を使うのはおかしい、これは投資案件なんだから投資を行うべきだということを申し上げているんです。この点についてお答えください。

○森田政府参考人　お答えいたします。

一部繰り返しになりますけれども、産業投資として出資をする対象としては、収益性の見込みがそこまで確度が高くない段階であるということで、現在、産業投資を投入し始める段階にはないものと考えてございます。

しかしながら、こういった七年間での十兆円というパッケージをフルに工程表を確認しながら進めるこことによって、その収益性を高めていく、そういう取組でございますので、初期段階の投資が後期段階に至りますれば収益性を満たすような段階に至る、その意味で、産業投資が後年度には可能になる、こういった仕組みであると考えていきます。

また、我々の他の特会への繰入れということにつきましては、過去にも復興財源、防衛財源のようない形で行つておりますので、その時々の財源確保については、その時々の重要施策に応じて必要に応じたフレームを政府全体として策定してきているものと承知してございます。

○階委員　なぜ、本来業務の（2）の方が〇・八で、本来行うべきでない、償還財源をただで渡すという方は二・二なんですか。その点、答えてください。

○森田政府参考人　これも繰り返しで恐縮でございます。

時々の重要施策につきまして、どのような形であらゆる財源確保策を政府全体として検討いたしまして、どういった形でフレームを組むか、これは政府全体で判断してきているところと考えてございます。

○階委員　では、全体の判断として私はおかしいと思っておりますけれども、大臣にまたお尋ねしますけれども、四日のこの委員会の質疑で、東議員が、今回のラピダスにつぎ込んだ税金は全て回収できるのかといったような御質問をされたのに對して、政府参考人から、想定しているビジネスプランが成功すれば、その可能性はあるというふうに答弁しているんですよ。そうであるならば、財投特会投資勘定から二・二兆円をつなぎ国債の償還原資として今の時点で法改正をして繰り入れることを定める必要はないのではないかと思うわけです。つなぎ国債の償還原資は、現物出資や金融支援によってまず得られる利益から充てていく、そこから捻出すべきだと思うんですが、大臣、どうですか。

○武藤国務大臣　四月四日の東委員との質疑において、野原政府参考人から、現在想定しているビジネスプランのとおり成功すれば回収できる可能性がある旨の発言をしています。確実に収益が見込まれると申し上げたわけではありません。

繰り返しになりますけれども、現物出資等による収益がどの程度生じ得るかについては、あらかじめ見込み難いことから、つなぎ国債の財源にはなじまないものと理解をしているという答弁をさせていただいたと思っています。

○階委員　リスクがあるということですよ。

それで、そうなつてくると、投資勘定からお金は出したけれども、将来の何か投資とかにつながるなんてことをさつきおっしゃっていましたけれども、これは途中でプロジェクトが頓挫したりしたら、将来の投資につながるわけないじゃないですか。そうすると、さつきの論理は破綻しますよね。

私は、将来どうなるか分かりませんよ、分からなければ、今の段階で分からぬのに二・二

兆円をもう出しますということを法律で定める必要はないんじやないかということを申し上げているんです。

お配りしている資料の一ページの右側、今回の法案において財投特会投資勘定に関する規定、七十一条、七十二条で、つなぎ国債の償還には財投特会投資勘定からの繰入金を充てるといったようなことが定められていますけれども、これは、少なぐとも今の段階では不要不急のものであって、外しても問題ないんじやないかと思うんですが、大臣、いかがですか。

○武藤国務大臣　これは先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今の、必要に応じて、つなぎ国債を発行して得た資金を一旦支援に充当するところで、今の、これについては、二・二兆円について、外れていいんじやないかという御指摘かと思つて……（階委員「不要不急だと言つては、二・二兆円について、外れていいんじやないか」といふふうに、思つて……）（階委員「将来どうなるか分からぬんだから」と呼ぶ）不急だというふうに、思つています。政府方の方は、今委員とのやり取りを聞いていまして……（階委員「将来どうなるか分からぬんだから」と呼ぶ）はい。ということでおざいますけれども、政府全体で考えて、これが合理的だという判断をしたというふうに思つています。

また……（階委員「その理由は、合理的な理由は」と呼ぶ）はい。まさに償還財源がないと国債発行ができないということだらうと思いますし、この事業を成功させたいというところで考えますと、やはりそういう形で、いろいろな今までの、最近の防衛財源にしてもそうですし、復興財源もそうすけれども、財務省の方のやり方と対応し

ても、そういう形で我々としてもこれを方向性としてやつていくということの政府全体の合意ができたというふうに考えているところであると思つています。

○階委員　大臣、後ろから紙が出ましたけれども、全然、不要不急じやないかという問い合わせに対する答えにはなつていないです。

私は、つなぎ国債というのは、なぜつなぎと言うかと、財源が生まれるときまでは借金で賄いますということなんですよ。財源が生まれるまで、時間はあるわけですよね。今回投資をして、将来ラピダスが量産体制に入つて、株も上場して資金が入つてくるというときまで、つなぎ国債でいいじやないです。

そのつなぎ国債の償還が、いよいよプロジェクトが駄目になつて、どこからも償還財源が入つてくる当てがなくなつたというときに初めて、窮余の策として、どこからお金を引っ張つてくるか、そのときにはひよつとしたら投資勘定もあり得るかもしれない。ただ、今の段階では不要不急であつて、こうした規定は要らないんじやないかということを申し上げているんです。その問い合わせにお答えください。

○吉野政府参考人　お答え申し上げます。

つなぎ国債についてお答えをしておこうと思ひますが、法律上、特定の償還財源を確保し、償還期限が定められた公債については、財政規律の観点から、赤字国債と異なる性格を有することから、従来発行を認めているものでございまして、そういう性格のものですので、財源が今見込めるもの

を明定いたしまして、それを償還財源に充てるという法律を出させていただいているというふうに認識しております。

○階委員　いや、だから、財源は見込めない案件なんですね、これ、ラピダス。それはそれで問題だと思いますけれどもね。償還財源が見込めない、それほどリスクが高いものをやるということなんですね。それはそれで問題だと思いますよ。どうなんですか、そこは。根幹に関わる問題ですよ。

○武藤国務大臣　これはもう今までずっとこの委員会でもお話しして、申し上げていますけれども、リスクといいますか、この前の参考人からもお話を聞いていますけれども、この半導体、次世代の事業というものを何としてでも日本として成功させていかなきやいけない。

さつきも先生おつしやられるように、この財源という問題についてはいろいろとまだ課題も、今まで御指摘もいただいております。

ただ、我々としても、税金というものを使う限り、しつかりと国会にもお披露目をし、国民にもちゃんと御理解をいただきながら、そして、何よりもこの事業 자체を、先ほど来申し上げましたとおり、新しい世界のパラダイムシフトの中で、何としてもこれは事業としてやり通していくかいやいけない、そういう覚悟の下で、この判断をさせていただいているものと思つております。

○階委員　いや、全く納得できる説明はありませんでした。

実は、この特会法については、今日の財投特会

投資勘定について、別の観点から改正を行う特会法改正案が、衆議院の財務金融委員会でもうすぐ審議される予定なんですよ。

そもそも私は、今回の法案で財投特会投資勘定が盛り込まれているということ 자체がおかしな話であって、財務金融委員会で特会法を改正するのであれば、そつちに盛り込むべきなんですよ、所管は財務省なんだから。

今日の質疑を通じて、やはりこの特会法改正案の方では、先ほど取り上げた情報処理促進法改正案の七十条とか七十二条及びこれに関連する特会法の規定は削除しなくてはいけないということを強く感じました。

このことを財務金融委員会の方でも議論したいということを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。